

労働安全衛生規則第五百七十七條の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百九十六号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百七十七條の二第二項の規定に基づき、労働安全衛生規則第五百七十七條の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準（令和五年厚生労働省告示第百七十七号）の一部を次の表のように改正し、令和七年十月一日から適用する。

令和六年五月八日

厚生労働大臣 武見 敬三

(傍線部分は改正部分)

## 改正後

別表（第一号～第三号関係）

物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値
アクリル酸	2 ppm	二
アクリル酸エチル	(略)	(略)
アクリル酸ノルマルブチル	2 ppm	二
アクリル酸メチル	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
アニリン	(略)	(略)
2-アミノエタノール	20 mg/m <sup>3</sup>	二
3-アミノ-1H-1, 2, 4-トリアゾール (別名アミトロール)	0.2 mg/m <sup>3</sup>	二
アリルアルコール	0.5 ppm	二
1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン	(略)	(略)
アリル-ノルマル-プロピルジスルフィド	二	1 ppm
3-(アルファ-アセトニルベンジル)-4-ヒドロキシクマリン (別名ワルファリン)	0.01 mg/m <sup>3</sup>	二

## 改正前

別表（第一号～第三号関係）

物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値
(新設)	(新設)	(新設)
アクリル酸エチル	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
アクリル酸メチル	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
アニリン	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

アルファ-メチルスチレン	(略)	(略)
3-イソシアナトメチル- 3, 5, 5-トリメチルシク ロヘキシル=イソシアネート	0.005 ppm	二
イソシアン酸メチル	0.02 ppm	0.04 ppm
イソブレン	(略)	(略)
イソプロピルアミン	2 ppm	二
イソプロピルエーテル	250 ppm	500 ppm
イソホロン	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
エチリデンノルボルネン	(略)	(略)
エチルアミン	5 ppm	二
エチル-セカンダリーペンチ ルケトン	10 ppm	二
エチル-パラ-ニトロフェニ ルチオノベンゼンホスホネイ ト (別名EPN)	0.1 mg/m <sup>3</sup>	二
2-エチルヘキサン酸	(略)	(略)
エチレングリコール	(略)	(略)
エチレングリコールモノブチ ルエーテルアセタート	20 ppm	二
エチレングリコールモノメチ ルエーテルアセテート	1 ppm	二
エチレンクロロヒドリン	(略)	(略)

アルファ-メチルスチレン	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
イソブレン	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
イソホロン	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
エチリデンノルボルネン	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
2-エチルヘキサン酸	(略)	(略)
エチレングリコール	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
エチレンクロロヒドリン	(略)	(略)

エチレンジアミン	10 ppm	二
エピクロロヒドリン	(略)	(略)
2, 3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	0.1 ppm	二
塩化アリル	(略)	(略)
塩化ホスホリル	0.6 mg/m <sup>3</sup>	二
1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン (別名クロルデン)	0.5 mg/m <sup>3</sup>	二
オゾン	二	0.1 ppm
オルト-アニシジン	(略)	(略)
過酸化水素	0.5 ppm	二
カーボンブラック	レスピラブル 粒子として 0.3 mg/m <sup>3</sup>	二
ギ酸メチル	50 ppm	100 ppm
キシリジン	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
グルタルアルデヒド	(略)	(略)
クロム	0.5 mg/m <sup>3</sup>	二
クロロエタン (別名塩化エチ)	(略)	(略)

(新設)	(新設)	(新設)
エピクロロヒドリン	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
塩化アリル	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
オルト-アニシジン	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
キシリジン	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
グルタルアルデヒド	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
クロロエタン (別名塩化エチ)	(略)	(略)



2-シアノアクリル酸メチル	0.2 ppm	1 ppm
ジエタノールアミン	(略)	(略)
2-(ジエチルアミノ)エタノール	2 ppm	二
ジエチルアミン	5 ppm	15 ppm
ジエチルケトン	(略)	(略)
ジエチル-パラ-ニトロフェニルチオホスフェイト (別名パラチオン)	0.05 mg/m <sup>3</sup>	二
ジエチレングリコールモノブチルエーテル	60 mg/m <sup>3</sup>	二
シクロヘキサン	100 ppm	二
シクロヘキシルアミン	(略)	(略)
ジクロロエタン (1, 1-ジクロロエタンに限る。)	100 ppm	二
ジクロロエチレン (1, 1-ジクロロエチレンに限る。)	(略)	(略)
ジクロロジフルオロメタン (別名CFC-12)	1,000 ppm	二
ジクロロテトラフルオロエタン (別名CFC-114)	1,000 ppm	二
2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	(略)	(略)
ジクロロフルオロメタン (別	10 ppm	二

(新設)	(新設)	(新設)
ジエタノールアミン	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
ジエチルケトン	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
シクロヘキシルアミン	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
ジクロロエチレン (1, 1-ジクロロエチレンに限る。)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

名HCFC-21)		
1, 3-ジクロロプロペン	(略)	(略)
ジクロロベンゼン (パラ-ジクロロベンゼンに限る。)	10 ppm	二
ジシクロペンタジエン	0.5 ppm	二
2, 6-ジターシャリーブチル-4-クレゾール	(略)	(略)
ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-[ (4-オキソ-1, 2, 3-ベンゾトリアジン-3 (4H)-イル) メチル] (別名アジンホスメチル)	1 mg/m <sup>3</sup>	二
ジフェニルアミン	(略)	(略)
ジフェニルエーテル	1 ppm	二
ジボラン	(略)	(略)
N, N-ジメチルアセトアミド	(略)	(略)
N, N-ジメチルアニリン	25 mg/m <sup>3</sup>	二
ジメチルアミン	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
しょう脳	(略)	(略)
水酸化カルシウム	0.2 mg/m <sup>3</sup>	二
すず及びその化合物 (ジブチ	すずとして	二

1, 3-ジクロロプロペン	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
2, 6-ジターシャリーブチル-4-クレゾール	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
ジフェニルアミン	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
ジボラン	(略)	(略)
N, N-ジメチルアセトアミド	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
ジメチルアミン	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
しょう脳	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

ルズズ=オキシド、ジブチル ズズ=ジクロリド、ジブチル ズズ=ジラウラート、ジブチ ルズズビス (イソオクチル= チオグリコレート) 及びジブ チルズズ=マレアートに限 る。)	0.1 mg/m <sup>3</sup>	
すず及びその化合物 (テトラ ブチルズズに限る。)	すずとして 0.2 mg/m <sup>3</sup>	二
すず及びその化合物 (トリ フェニルズズ=クロリドに限 る。)	すずとして 0.003 mg/m <sup>3</sup>	二
すず及びその化合物 (トリブ チルズズ=クロリド及びトリ ブチルズズ=フルオリドに限 る。)	すずとして 0.05 mg/m <sup>3</sup>	二
すず及びその化合物 (ブチル トリクロロスズに限る。)	すずとして 0.02 mg/m <sup>3</sup>	二
セレン	0.02 mg/m <sup>3</sup>	二
タリウム	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
テトラエチルチウラムジスル フィド (別名ジスルフィラ ム)	(略)	(略)

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
タリウム	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
テトラエチルチウラムジスル フィド (別名ジスルフィラ ム)	(略)	(略)



1-ナフチル-N-メチルカルバメート (別名カルバリル)	(略)	(略)
二酸化窒素	0.2 ppm	二
ニッケル	(略)	(略)
ニトロエタン	10 ppm	二
ニトログリセリン	0.01 ppm	二
ニトロプロパン (1-ニトロプロパンに限る。)	2 ppm	二
ニトロベンゼン	(略)	(略)
ニトロメタン	10 ppm	二
ノナン (ノルマル-ノナンに限る。)	200 ppm	二
ノルマル-ブチルエチルケトン	70 ppm	二
N-[1-(N-ノルマル-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル (別名ベノミル)	(略)	(略)
パラ-アニシジン	0.5 mg/m <sup>3</sup>	二
(削る)	(削る)	(削る)
パラ-ターシャリーブチルトルエン	(略)	(略)

1-ナフチル-N-メチルカルバメート (別名カルバリル)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
ニッケル	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
ニトロベンゼン	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
N-[1-(N-ノルマル-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル (別名ベノミル)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
パラ-ジクロロベンゼン	10 ppm	二
パラ-ターシャリーブチルトルエン	(略)	(略)

パラ-ニトロアニリン	3 mg/m <sup>3</sup>	二
ヒドラジン及びその一水和物	(略)	(略)
ヒドロキノン	(略)	(略)
ビニルトルエン	10 ppm	二
N-ビニル-2-ピロリドン	0.01 ppm	二
ビフェニル	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
フェニルオキシラン	(略)	(略)
フェニレンジアミン (パラ- フェニレンジアミン及びメタ- フェニレンジアミンに限 る。)	0.1 mg/m <sup>3</sup>	二
フェノチアジン	0.5 mg/m <sup>3</sup>	二
ブタノール (ターシャリーブ タノールに限る。)	20 ppm	二
フタル酸ジエチル	30 mg/m <sup>3</sup>	二
フタル酸ジ-ノルマル-ブチ ル	0.5 mg/m <sup>3</sup>	二
フタル酸ビス (2-エチルヘ キシル) (別名DEHP)	1 mg/m <sup>3</sup>	二
2-ブテナール	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
フルフリルアルコール	(略)	(略)
プロピオン酸	10 ppm	二

(新設)	(新設)	(新設)
ヒドラジン及びその一水和物	(略)	(略)
ヒドロキノン	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
ビフェニル	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
フェニルオキシラン	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
2-ブテナール	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
フルフリルアルコール	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

プロピレングリコールモノメチルエーテル	50 ppm	二
プロモトリフルオロメタン	1,000 ppm	二
1-ブロモプロパン	(略)	(略)
ヘキサクロロエタン	1 ppm	二
1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (別名エンドリン)	0.1 mg/m <sup>3</sup>	二
ヘキサメチレン=ジイソシアネート	0.005 ppm	二
ヘプタン (ノルマル-ヘプタンに限る。)	500 ppm	二
1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸1, 2-無水物	0.0005 mg/m <sup>3</sup>	0.002 mg/m <sup>3</sup>
ペンタン (ノルマル-ペンタン及び2-メチルブタンに限る。)	1,000 ppm	二
ほう酸及びそのナトリウム塩 (四ほう酸ナトリウム十水和物 (別名ホウ砂) に限る。)	(略)	(略)

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
1-ブロモプロパン	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
ほう酸及びそのナトリウム塩 (四ほう酸ナトリウム十水和物 (別名ホウ砂) に限る。)	(略)	(略)

無水酢酸	0.2 ppm	二
無水マレイン酸	0.08 mg/m <sup>3</sup>	二
メタクリル酸	20 ppm	二
メタクリル酸メチル	20 ppm	二
メタクリロニトリル	(略)	(略)
メチラール	1,000 ppm	二
N-メチルアニリン	2 mg/m <sup>3</sup>	二
メチルアミン	4 ppm	二
N-メチルカルバミン酸2- イソプロピルオキシフェニル (別名プロボキスル)	0.5 mg/m <sup>3</sup>	二
メチルターシャリーブチル エーテル (別名MTBE)	(略)	(略)
5-メチル-2-ヘキサノン	10 ppm	二
2-メチル-2,4-ペンタ ンジオール	120 mg/m <sup>3</sup>	二
4,4'-メチレンジアニリ ン	(略)	(略)
メチレンビス(4,1-シク ロヘキシレン) = ジイソシア ネート	0.05 mg/m <sup>3</sup>	二
1-(2-メトキシ-2-メ チルエトキシ)-2-プロパ ノール	50 ppm	二

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
メタクリロニトリル	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
メチルターシャリーブチル エーテル (別名MTBE)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
4,4'-メチレンジアニリ ン	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

酸素	0.02 ppm	二
りん化水素	(略)	(略)
りん酸	1 mg/m <sup>3</sup>	二
りん酸ジメチル=1-メトキシカルボニル-1-プロペン-2-イル (別名メビンホス)	0.01 mg/m <sup>3</sup>	二
りん酸トリトリル (りん酸トリ (オルト-トリル) に限る。)	(略)	(略)
りん酸トリノルマルブチル	5 mg/m <sup>3</sup>	二
りん酸トリフェニル	3 mg/m <sup>3</sup>	二
レソルシノール	(略)	(略)
六塩化プタジエン	0.01 ppm	二

備考 (略)

(新設)	(新設)	(新設)
りん化水素	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
りん酸トリトリル (りん酸トリ (オルト-トリル) に限る。)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
レソルシノール	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

備考 (略)